

高知県土佐郡土佐町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

①議会基本条例

本議会は、平成23年9月より制定に向けて議会運営協議会を中心とした協議を経て全員協議会を開催し、平成24年3月定例会において、議員発議により全員一致で可決し、4月1日から施行している。

議会の説明責任を十分果たすために、執行部に対しては、十分な議案説明や資料の提出を求めている。また、論点・争点を明確にするために町長等の反問権を認め、町民にも内容の分かりやすい質問にし、明確な答弁を引き出し、また課題に対する議会と町長等執行部相互の合意形成ができるようにしている。また言論の府としての議会の機能が十分発揮できるよう、一般質問の回数は申し合わせにより一問につき3回までとされているものが5回まで可能となっている。各種研修への参加等を通じて自己研さんと資質の向上に努めている。

2 住民に開かれた議会

①議会報告会、意見交換会の実施

議会基本条例の施行により、平成24年度から議会報告会を実施している。平成24年度は4会場で参加者延べ42人、平成25年度は7会場で延べ58人、平成26年度は10会場で延べ125人の参加があった。

報告会では、議会から町の状況、委員会活動等について説明後、住民との意見交換を行っている。自由な意見交換の中から地域の抱える課題が浮き彫りとなり、集約することで、議員全員が課題を共有し、議会活動に活かすようにしている。要望や意見は必要に応じて常任委員会が調査し、町長等執行部には報告、要望として書面で提出している。成果として事業化が実現したものもあり、まちの活性化の一助になっている。

平成26年度は、初めての取り組みとして、町社会福祉協議会等との意見交換会を実施した。現場の声や提案を聞くことが、大いに議員の政策力向上につながり、一般質問にも表れてきている。

②議会だよりの発行

年4回、5名からなる議会広報調査特別委員会によって発行されている。議会だよりを使った広報活動は、議会の活性化のための重要な課題の1つとして位置づけ、取り組んでいる。住民議会報告会で「議案の審議内容が分からない」との声を受け、平成25年3月議会から質疑の内容、平成26年3月議会から各議員の議案に対する賛否表を掲載している。親しみやすい議会だよりにするた

め、表紙は毎年同じものにならないよう工夫しながら身近な話題を取り上げている。